

P T A 会 則

第1章 名 称

第1条 この会は東京都北区立王子桜中学校 PTA と称する。

第2条 事務局所在地 〒114-0002 東京都北区王子 2-7-1

第2章 目 的

第3条 この会は保護者と職員が本校教育の充実向上に協力し、あわせて会員相互の親睦と教養の向上をはかることを目的とする。

第3章 方 針

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. この会は特定の政党や宗派にかたよることなく、また営利を目的とする行為はしない。
2. この会は学校の人事や管理に干渉しない。
3. 生徒の福祉のために活動する他の団体と協力する。
4. この会は自主独立のものであって、他のいかなる団体または機関の支配干渉を受けない。

第4章 会 員

第5条 この会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者またはそれに代わる者、及び本校教職員とし次の方針に従う。

1. 会員はすべて平等の義務と権利を有する。
2. 会員は定められた会費を納入しなければならない。

第5章 会 計

第6条 この会の経費は、会費・事業収支、及びその他の収入をもってこれにあてる。

第7条 この会の会費は、1世帯について年額3,000円とする。ただし、年額3,000円を上限とし、会費は総会において定められた額とする。

第8条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。この会計年度で生じた残金については、次年度に繰り越すものとする。

第6章 役員の仕事及び選出

第9条 この会には次の役員を置く。この任期は1年とし、再任を妨げない。

- 役員
1. 会 長 (保護者1名)
 2. 副会長 (保護者2～3名、教職員1名)
 3. 書 記 (保護者2～3名、教職員2名)
 4. 会 計 (保護者1～2名、教職員1名)

第10条 会長は、この会を代表し次の職務を行なう。

1. 総会及び運営委員を招集する。
2. すべての会務を統括する。

第11条 副会長は会長を補佐し会長不在のときは、その職務を代行する。

第12条 書記は次の職務を行う。

1. 総会および運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する事項を記録する。
2. 専門委員会を除く各種の会合を通知し、その庶務を処理する。

第13条 会計は次の職務を行う。

1. 総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
2. 総会に会計監査の監査を経て決算報告をする。

第14条 役員は下記の順序を経て推薦選出される。

1. 役員は役員候補者推薦委員会の推薦を経て選出される。同委員会の構成は下記のようにする。
 - イ、教職員より2名。
 - ロ、校長および会長を除く運営委員。
 - ハ、推薦委員長は委員の互選とする。
2. 役員候補者推薦委員会は、3月総会の1週間前に、役員候補者を会員に通し、3月総会においてその承認を得て選出するものとする。
3. 役員候補者には、翌年度入学予定生徒の保護者またはこれにかわる人も対象にする。

第15条 教職員より選出される役員は教職員の互選による。

第7章 総 会

第16条 総会はこの会の最高決定機関で毎年次の定時総会が開かれる。

1. 5月総会 (前年度決算の承認・その年度の事業計画および予算の審議・その他)
2. 3月総会 (次年度役員承認・その他)

第17条 総会は委任状を含めて全会員の過半数に達すれば成立し、議決は出席会員過半数の同意を必要とする。

第18条 定時総会の外、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第8章 運営委員会

第19条 運営委員会は役員、専門委員会委員長、同副委員長及び校長、副校長などで構成される。

第20条 運営委員会の任務は次のとおりである。

1. 専門委員会により立案された事業計画および予算案を審議検討する。
2. 総会に提出する議案その他を審議する。
3. 会長から委任された事業を処理する。
4. 役員および専門委員会委員長、同副委員長に欠員が生じた場合これを補充する。

第21条 運営委員会は必要に応じて開くこととする。

PTA 弔事規定

PTA 会員・本校生徒の弔事について次のような規定に従い弔意を表す。

第1条 弔事に際しては、下記のとおり弔慰金を贈る。

1. 弔事

- (1) 会員ならびに本校生徒が死亡した場合
弔慰金10,000円

第2条 緊急を要する慶弔の事態が生じた場合、会長と校長の話し合いを緊急措置とし、運営委員会で承認を得るものとする。

第3条 その他、特に適用が必要と認められる場合は、会長および三役で協議する。

第4条 本規定の改正については、運営委員会の承認を得て決める。
この規定は令和5年5月13日から施行する。

平成27年3月改定
平成28年3月改定
令和5年5月改定

第9章 専門委員会およびその任務

- 第22条 専門委員会は、学年・広報・校外の各委員会に分かれる。
第23条 専門委員会の委員長および副委員長は各委員の互選により選任される。
第24条 役員・校長および副校長は各委員会に出席し意見を述べるができる。
第25条 学年委員会は各委員と、学年および学級内における会員相互の連絡・親睦をはかり、学校行事等に協力する。
第26条 広報委員会は会報の発行にあたり、情報の伝達および意見の交換につとめる。
第27条 校外委員会は生徒の校外生活におけるより良い環境をつくり、その指導に協力する。

第10章 会計監査

- 第28条 会計監査委員は3名の委員によって構成され、この会の財産および会計を監査し、その結果を5月総会に報告する。
第29条 会計監査委員は3月総会において2名以上選出する。

第11章 改正

- 第30条 この会の会則は、総会出席会員の3分の2の賛成により改正することができる。

第12章 付則

- 第31条 この会の慶弔規定は、別に定める。
第32条 この会則に基づき、運営上必要な内規をつくることができる。
第33条 この会の発足日は平成21年4月1日とする。
第34条 この会則は、平成21年4月1日制定施行する。
第35条 この会則における専門委員会については年度により委員定数の変更ができることとする。

第13章 個人情報保護

- 第36条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報保護方針」に定め、適正に運用するものとする。

平成25年5月改定
平成29年3月改定
平成29年5月改定
平成31年3月改定
令和3年5月改定
令和6年3月改定